



Title	吹田市における機能訓練事業の紹介
Author(s)	松本, 浩二
Citation	大阪公衆衛生. 1988, 53, p. 16-17
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83728
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

機能訓練事業事例発表会

吹田市における機能訓練事業の紹介

吹田市立保健センター 松本 浩二

吹田市における在宅老人等機能訓練事業はデイ・サービス事業、入浴サービス事業とあわせて本年6月20日から申請受付を始め、7月14日に事業を開始しました。

各事業の利用は登録制をとっており、登録手順としては、事業利用希望者には申請に先立ってまず吹田市一般健康診査を受診して頂きます。

さらに申請受付後、現場スタッフ2名が家庭訪問し、事業内容を詳しく説明するとともに生活状況や環境、通所手段に関する事、利用希望の事業やコース等を調査します。

そして毎月1回、嘱託医や施設責任者、保健婦、事務系職員等をまじえて審査会を行い、健診結果や訪問調査記録等の資料をもとに登録の可否や登録コースを検討、決定します。

なお現在までは、ほぼ全員の方が希望通りのコースに登録されています。

各事業の一日のスケジュールは図1の通りです。

現在デイ・サービス事業および機能訓練事業は月、火、金の週3回実施しており、利用者はそのうちの週1回通所し、PTコース・OTコースともに実質1時間半の練習をされています。

入浴サービス事業は、毎週木曜日に1日4名前後実施し、月1回利用して頂いています。

なお将来的な受け入れ定員は、デイ・サービス事業が一日25名で月、火、木、金の1回実施の計100名、機能訓練事業が一日15名で同じく週4回実施の計60名を設定しています。

通所期間は1クール6ヵ月ですが、新規の事業利用希望者の増加等で受け入れ可能範囲を越えない限り継続します。

また一時的に通所中断となった方も、順番待ちのあと通所を再開します。

11月28日現在の事業利用申請者は97名であり、このうち実際に通所されている方はデイ・サービス事業38名、機能訓練事業23名、入浴サービス事業15名の計76名で、この内69名の方がバス送迎サービスを利用されています。

図1 各事業の一日のスケジュール

		9	10	11	12	1	2	3	4	5
サービス 事業 (一日コース)	P T コース (Ⅰ)	バス送迎	P T	給食	入浴	バス送迎				
	P T コース (Ⅱ)		入浴		P T					
	P T コース (Ⅲ)		O T		入浴					
	P T コース (Ⅳ)		入浴		O T					
機能訓練 事業 (半日コース)	P T コース					バス送迎	P T	バス送迎		
	O T コース					O T				
入浴サービス事業	バス送迎									
	入 浴									

ただしデイ・サービス事業のPTコース(II)は昭和63年1月に新設予定

なお、通所されていない21名の方の内訳は、主治医の指示等により辞退あるいは中止中の方6名、登録済みですが利用者側の都合により連絡待ちとなっている方が2名、送迎上の安全性について現在の体制では問題があるため、通所保留となっている方が2名、12月第1週から通所開始予定の方が6名、12月の審査会待ちの方が5名です。

一方受け入れ側の専属スタッフは、RPT 1名、OTR 1名、看護婦2名、体育指導員1名、生活指導員3名、ヘルパー7名の計15名です。所属は環境保健部保健センターと民生部総合福祉会館とに別れていますが所属による業務区分は無く、事業に関する一切を互いに協力して行っています。

さらに保健婦、栄養士、事務系の職員からも適宜協力を得ています。

なお給食調理業務は吹田市社会福祉協議会に、バス運転業務は民間業者にそれぞれ委託しています。

練習場面への職員配置はPTコースはRPT 1名、看護婦1名、体育指導員1名、生活指導員あるいはヘルパー1名の計4名、OTコースはOTR 1名、生活指導員あるいはヘルパー3名の計4名です。

嘱託医は毎週1回曜日をかけて各事業に参加し、利用者は毎月1回診察を受けます。

現在PTコースでは事業や曜日により5～9名の方でグループ練習を行っていますが、実際の練習場面を考えるうえで重要な点は、利用者の日常生活動作能力の低下の直接的原因は筋力の低下や関節可動域の制限といった量的な障害にあるのではなく、全身の協調した姿勢運動コントロール能力の低下という質的な障害にあるということです。

単なる筋力増強訓練や関節可動域訓練は逆に症状を悪化させたり、身体各部の痛みを強める等の苦痛を伴う危険性が高いため、練習内容は深部感覚刺激や視覚的刺激とともに全

身の姿勢運動パターンの自律的調整を再学習すること、つまり感覚－運動再統合に重点を置く必要性があります。

さらに、原疾患や機能レベルがそれぞれ違う多くの方々に同時に練習して頂きますので、どの方にとっても可能で、安全で、機能回復のための意味付けが明確で、しかもマンネリ化せずに楽しく練習して頂けるように内容を考えることも大切です。

当市では訓練用機器を使用する機械的訓練は行っておらず、また体操的訓練も必要最小限にとどめ、ボールやお手玉、輪投げ等身近にある物を利用しての全身の協調運動の練習を多く取り入れています。

練習内容やボールその他の使い方も固定化せず、利用者の顔ぶれや機能レベル、その日その日の体調や実際に行う中での反応等をもとに、上述のポイントをおさえながらその場とその場で考案、修正しています。

事業開始後4ヵ月余りであり、事業のどの部分をとってみても試行錯誤の連続である現状ですが、今後の事業の充実のために計画、実施中のことのひとつ目として、通所練習の充実や、より分かり易く現実に実行し易い形で家庭内練習の指導等、リハビリテーションサービスの質をより高めてゆくこと。

二つ目として、ご本人にとっては事業の必要性は高いが種々の問題により通所困難な方や、入浴サービス事業のみ利用されている方等を中心に、在宅訪問リハを実施してゆくこと。

三つ目として、現時点では通所の必要性や希望は薄いが将来的な寝たきり予防策が必要な方、あるいは通所されていたが受け入れ可能人数上の理由で一時的に通所中断となっている方等を対象に、公民館等を利用しての地域訓練会の開催することを掲げています。

着々と実績を積み重ねている他の市を模範に、利用者にとってより意味のある、充実した事業を目指す努力を今後も続けたいと考えます。